

日本犯罪心理学会倫理綱領

日本犯罪心理学会会員（以下「会員」という。）は、基本的人権を尊重し、福祉の増進に貢献することを目指して、犯罪心理学に係る研究及び臨床その他の実践活動（以下「活動」という。）を行う。そのため、会員は、専門職としての責任を自覚するとともに、自らの能力の研鑽に努めなければならない。以上の趣旨に基づき、会員が遵守すべき事項としてこの綱領を定める。

1 規範の遵守と責任の保持

会員は、各種法令はもとより、所属する機関・団体等の定める諸規定に従うほか、活動の対象者、共同で活動を行う者その他関係者の権利を侵害することがないように留意する。また、会員は、専門職として自らの活動が個人や社会に及ぼす影響に関して、責任を持たなければならない。

2 資質、知識及び技能の向上

会員は、活動を行うために、専門的知識と技術の習得、関連情報の入手、倫理思想や関係法令の学習等に努め、常にその資質、知識及び技能の向上を図らなければならない。また、自らの能力と技術の限界についてもわきまえておかななければならない。

3 適切な手続・技法の採用

会員は、活動を行うに当たって、自らの能力、活動の目的、対象者の特質等に照らして必要かつ適切な手続・技法を採用するように留意し、不適切な活動によって対象者の人格を傷つけたり、社会的な非難を受けることがないように努めなければならない。

4 説明と同意

会員は、活動を行うに当たっては、法令に定めのあるものを除き、可能な限り対象者にその目的や内容を説明し、同意を得ることを原則とする。

5 個人情報保護

会員は、活動の過程で得た資料の中に対象者の個人情報が含まれる場合、その管理に細心の注意を払わなければならない。事例又は研究結果の公表に際しては、個人が特定されることがないように必要な措置を講じ、プライバシーの保護に万全を期さなければならない。また、個人情報の公表について対象者の承諾を得ている場合には、その旨を明記した上で、承諾を得た範囲に限って公表する。

6 公表に伴う責任

会員が活動の成果を公表する際には、内容の公正を期すことに努め、犯罪心理学の専門性と信頼を傷つけることのないよう配慮しなければならない。

なお、共同研究の場合には、公表に際して共同研究者の同意を得るとともに、その権利と責任に十分に留意する。

附 則

- 1 本綱領の制定及び改定は理事会において行い、総会の承認を得るものとする。
- 2 本綱領は、平成21年 4月 1日から施行する。